

介護保険の適用除外施設に入所したとき、退所したとき

40歳以上65歳未満のかたで、介護保険の適用除外施設（以下、「適用除外施設」といいます。）に入所した場合には14日以内に、また、適用除外施設入所中に40歳になった場合にも、同様に届出が必要です。

介護保険の適用除外とは

国民健康保険の加入者で40歳以上65歳未満のかたは、介護保険制度で介護保険の2号被保険者となり、国民健康保険で介護納付金賦課額（以下、「介護支援金分」といいます。）を納めていただきます。

ただし、40歳以上65歳未満の適用除外施設に入所しているかたについては、介護保険の被保険者ではなくなるため、届出により国民健康保険で介護支援金分の納付が免除されます。

なお、届出が遅れた場合で、5年を経過した介護支援金分については、免除されません。

適用除外施設

1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する 指定障害者支援施設 ただし、生活介護及び施設入所支援を受けて入所している身体障害者に限る。
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する 障害者支援施設 ただし、生活介護を行う施設に身体障害者福祉法第18条第2項に規定により入所している身体障害者に限る。
3	児童福祉法第42条第2号に規定する 医療型障害児入所施設
4	児童福祉法第7条第2項の 内閣総理大臣が指定する医療機関 ただし、当該指定に係る治療等を行う病床に限る。
5	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定によりのぞみの園が設置する 施設
6	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2項に規定する 国立ハンセン病療養所等 ただし、同法第7条又は第9条に規定する療養を行う部分に限る。
7	生活保護法第38条第1項第1号に規定する 救護施設
8	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する 被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設 ただし、同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。

9	障害者支援施設 ただし、知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。
10	指定障害者支援施設 ただし、生活介護及び施設入所支援を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害者福祉サービス事業者であって、 同法施行規則第 2 条の 3 に規定する施設 ただし、同法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行うものに限る。

※介護適用除外を受けているかたで、適用除外施設を退所した場合も、14 日以内に届出が必要となります。